標準貨物自動車運送約款

改正
平成元年三月三日　国土交通省告示第三百五十五号
平成十二年三月二十一日　国土交通省告示第三百七十五号
平成十六年三月三十一日　国土交通省告示第三百九十五号
平成十九年十二月二十一日　国土交通省告示第三百七十五号
平成二十年三月三日　国土交通省告示第三百九十五号
平成二十年十一月二十一日　国土交通省告示第三百七十五号
平成二十四年三月三日　国土交通省告示第三百九十五号
平成二十四年十一月二十一日　国土交通省告示第三百七十五号

第目
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　事業者等の義務（第三条・第十条）
第三章　運送業務（第十一条・第三十条）
第四章　貨物の受取及び引渡し（第三十一条・第三十四条）
第五章　貨物の保管（第三十五条・第三十八条）
第六章　事故（第三十九条・第四十条）
第七章　運賃及び料金（第四十一条・第四十七条）
第八章　責任（第四十八条・第五十条）
第九章　運送の終了（第五十一条・第五十四条）
第十章　附帯業務（第五十五条・第五十八条）

第一章　総則

（事業の種類）
第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
2　当店は、特別積合せ貨物運送事業を行います。
3　当店は、貨物利用運送事業を行います。
4　当店は、貨物自動車運送取扱事業を行います。

（適用範囲）
第二条　当店の運送等（以下「運送等」という。）に関する運送約款（以下「運送約款」という。）は、法令又は一般の慣行によりますほか、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣行によります。
2　当店は、特別の規定によるほか、法令に反しない範囲で、特約の申込みをしようとすることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）
第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。
2　当店は、前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）
第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は重要な貨物の運送をしようとする場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）
第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一　発送拠点間の貨物の運送　運賃及び料金の計算の日を含む三日
二　発送拠点間以外の運送　運賃及び料金の計算の日を含む三日
三　発送拠点間以外の運送の区域内の地点　運賃及び料金の計算の日を含む一日
2　前項に規定によりその期間の満了する日が日曜日に当たるときは、これを含まない。
3　あらかじめ当店が定めた運送区域内の地点の引渡期間は、前項の規定にかかわらず、当店が別に定める。
4　当店は、第一項の規定によりその期間を定めるときは、その旨を荷送人に通知します。
5　当店は、第一項の規定によりその期間を定めるときは、その旨を荷送人に通知します。

（受託の拒絶）
第六条　当店は、次の場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
一　当該運送業務の遂行が、この運送約款によらないものであるとき。
二　当店の運送の申込みが、この運送約款の規定によって通知をせず、又は同条第二項の規定によって通知をしないとき。
三　当該運送業務を遂行することが、当店の業務上の支障となるとき。
四　当該運送業務が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
五　当該運送業務が、当店の負担を求められたとき。
六　法令の規定により、当店が当該運送業務を遂行することが禁じられているとき。
七　その他やむを得ない事由があるとき。

（送り状）
第七条　荷送人は、次の事項を記載した送り状を、二通以上に交付しなければなりません。
一　貨物の種類及び品目
二　荷送人の氏名又は商号及び住所
三　荷受人の氏名又は商号及び住所
四　運賃、料金、第三十二条に規定する積込待及び取卸待、第三十三条に規定する留置料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）
五　荷送人の指図により運賃、料金等の一部を荷受人に支払わせるときは、その旨
六　荷受人が運賃、料金等の全部を支払うときは、その旨
七　荷送人が運賃、料金等の支払を保証するときは、その旨
八　荷受人が運賃、料金等の支払を拒絶するときは、その旨
九　荷送人が運賃、料金等の支払を拒絶するときは、その旨
2　荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承認を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、荷送人は、送り状を交付したものとします。
3　荷受人は、当店から第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当店に対し、その旨を通知することができます。

（荷造り及び荷印）
第八条　当店は、運送の引受けに際し、荷造りが不十分であるときは、荷造りを要求します。
2　当店は、貨物が荷造りをしないものであるときは、必要な荷造りを要求します。
3　当店は、貨物の荷造りが不十分であるときは、荷造りを要求しないことがあります。
4　当店は、貨物の荷造りが不十分であるときは、その旨を荷送人に通知します。
5　当店は、貨物の荷造りが不十分であるときは、その旨を荷受人に通知することがあります。

（荷造費及び荷印料）
第九条　当店は、荷造費及び荷印料を荷送人に対して請求します。
2　当店は、荷造費及び荷印料を荷受人に対して請求することがあります。

（運賃、料金等の支払）
第十条　当店は、運賃、料金等を荷送人に対して請求します。
2　当店は、荷受人に対して運賃、料金等を請求することがあります。
3　当店は、荷受人に対して運賃、料金等を請求するときは、その旨を荷送人に通知します。
4　当店は、荷受人に対して運賃、料金等を請求するときは、その旨を荷送人に通知することがあります。
5　当店は、荷受人に対して運賃、料金等を請求するときは、その旨を荷受人に通知します。
6　当店は、荷受人に対して運賃、料金等を請求することがあるときは、その旨を荷受人に通知することがあります。

第二節　荷受人の義務

（荷受人の義務）
第十一条　荷受人は、貨物の引渡しを受けるまでに、運賃、料金等を支払わなければなりません。
2　荷受人は、貨物の引渡しを受けるまでに、その貨物の滅失、損傷、延着その他の損害について、当店に対し、その旨を荷送人又は荷受人から受け取ったときは、当店に対し、その旨を荷送人又は荷受人から受け取ったときは、当店に対し、その旨を荷送人又は荷受人から受け取ったときは